

久御山町教育大綱の改訂について

令和 7 年 10 月 22 日
学校教育課

1 久御山町教育大綱改訂に向けた基本的な考え方

(1) 国・京都府の動向を踏まえた内容に

- ※ 第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年度～9 年度）
- ※ 第 2 期京都府教育振興プラン（令和 3 年度～12 年度）

(2) 次期学習指導要領を見据えた内容に

- ※ 中央教育審議会 令和 8 年度中答申・令和 12 年度全面実施予定
- ※ 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方（R7. 9. 25）
生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の
創り手を「みんな」で育むため、
 - ① 「主体的・対話的で深い学び」の実装
 - ② 多様性の包摂
 - ③ 実現可能性の確保の 3 つの方向性を踏まえる。

(3) 町こどもの未来魅力化条例の制定内容（教育と福祉の一体的連携）に

- ※ 「こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、将来に夢や希望を持ちつづけ成長していけるよう、まち全体で支援していく。」ため、現在条例制定に向けて取り組んでいる内容を踏まえる。

(4) 町第 6 次総合計画（まちづくりの基本指針）の策定内容との整合を

- ※ 現在策定中の第 6 次総合計画（令和 8 年度～）の町の将来像等と整合を図る。

(5) 期間の見直し

- ※ 現在、町教育大綱の期間は 3 年間
- ※ 国の教育振興基本計画は 5 年
- ※ 町総合計画の計画期間は 10 年。今回、5 年ごとの見直しを予定
→→ 5 年間とする

2 改訂に係る今後のスケジュール

- ※ 第 2 回、第 3 回総合教育会議 11 月下旬、令和 8 年 1 月 …改定案の検討
- ※ パブリックコメントの実施 令和 8 年 1 月下旬～2 月下旬
…こども（中学生）のアンケートも想定
- ※ 第 3 回総合教育会議 令和 8 年 3 月中旬 …意見踏まえ修正
→→ 町教育大綱決定へ

「教育大綱」の法的位置づけ

区分	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 (総合教育会議において要協議)	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※ 第4期計画（令和5年度～9年度） 令和5年6月16日閣議決定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※ 必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※ 努力義務

関係法令抜粋

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 略

○ 教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。